

第 1 3 回農業委員会総会議事録

平成 2 5 年 1 月 1 1 日 (金)

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第47号から第51号)
日程第4 議事(議案第53号から第56号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名

委員の現在数 24名

出 席 委 員 (2 4 人)

1 番	石庭 文男	2 番	山崎 良吉
3 番	熊西 忠治	4 番	土合 正夫
5 番	中井 敏男	6 番	山下 隆之
7 番	横山 實	8 番	石井 寿男
9 番	前花 敏子	10 番	山崎 秋夫
11 番	永森 薫	12 番	三島 博
13 番	大松 治雄	14 番	舟木 康眞
15 番	杉森 雅弘	16 番	山本 久雄
17 番	水元 睦雄	18 番	前田 進
19 番	向井 隆一	20 番	山谷 孝芳
21 番	田中 智浩	22 番	佐伯 洋作
23 番	橋爪 秀夫	24 番	永野 夫

欠 席 委 員 (な し)

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2

報告第47号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出の受理について
報告第48号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第49号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第50号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第51号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第54号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第56号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

庶務係長 安元 啓二 主 任 坂木 茂利

射水市農林水産課

農政係長 鎧塚 英樹 主 任 青木 克憲

会議の概要

開会時刻 午前10時57分

議長(舟木会長)

それでは、これより第13回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長(舟木会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「24番 永野委員」「5番 中井委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

会 期 の 決 定

議長(舟木会長)

それでは、日程第2の会期の決定について諮ります。

本定例会の会期は、本日一日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長(舟木会長)

次に、日程第3 報告事項に入ります。

(報告第47号の説明)

議長(舟木会長)

それでは報告第47号農地法第3条第1項第13号の規定による届出の受理についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了承をお願いします。

次に報告第47号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第49号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第49号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理
についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終了いたします。
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第45号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第50号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理
についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終了いたします。
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第51号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第51号農地法第18条第6項の規定による通知等についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、農地法第18条第6項の通知がありましたので、ご了知をお願いします。
以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

（議案第53号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

それでは、議案書6ページをご覧ください。
今回は4件ございます。

【議案第53号を議案書をもとに朗読】

今回申請のあった4件はいずれも経営規模拡大を目的とした農地の所有権移転でございます。

これらの案件は農地法第3条第2項には該当しないことから許可要件を満たすものと考えます。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

永森委員

1番の　　さんは、　　市にお住いの方のようですが、この近くに農地をお持ちなんですか。

前田職務代理

私の地元でございますので、この件について説明をさせていただきます。

譲受人の　　さんは、　　地内に約9反の田圃を作っておられます。

それで、今回、この農地を譲り受けることになったのは、この田圃をはさんで両側が　　さんの所有であること、さらには境の畦畔ブロックもかなり傷んでおり、区画も3畝余りの長細い農地で、将来的にも耕作を続けていくことが困難であると判断され、昨年、両者で話し合った結果　　さんが譲り受けることで話がまとまったものです。

永森委員

わかりました。

議長（舟木会長）

そのほかにご質問はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第53号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第53号農地法第3条の規定による許可申請については、許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

(議案第 5 4 号説明・表決)

議長 (舟木会長)

次に、議案第 5 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

なお、本議案中 1 7 番の水元委員が関係者となっている議案が含まれている議案が含まれておりますので、農業委員会法第 2 4 条の規定に基づく議事参与の制限により、水元委員は当該議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(水元委員退席)

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書 7 ページの議案第 5 4 号をご覧ください。
今月の農地法第 4 条の許可申請は 2 件でございます。
議案書に基づきご説明いたします。

【 議案第 5 4 号を議案書をもとに朗読 】

受付番号 1 番は、農家住宅敷地の拡張のための申請です。

受付番号 2 番は 作業場敷地への転用申請です。

今回の 2 件はいずれも無断転用となっております、始末書を添付の上で申請をされております。

議長 (舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

1 番について、1 5 番の杉森委員より説明をお願いします。

杉森委員

申請者は約 1 . 8 ヘクタールを耕作する兼業農家で、現在の住まいが築 4 5 年となることから、近く建て替えを検討されております。

そこで、昨年暮れに敷地の調査と測量を建築業者に依頼したところ、敷地の一部が農地のままであることが判明いたしました。

建築当時、申請者に農地法に関する知識がなかったこととはいえ、このような無断転用状態となっていたことについては十分に反省をされており、今回、始末書を添えて申請をされたものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会や生産組合の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2番については、私の方から説明をさせていただきます。

申請者は、自作と借入地を合わせた農地約13.7ヘクタールを耕作する農家の傍ら、昭和63年頃より地内において金属製品の着色仕上業を営んでおります。

今回の申請地は、以前、畑として利用されていたようですが、事業の拡大とともに隣接地に元々建っていた作業場が手狭となっていたことから、転用許可を受けないまま、現在の場所に増築をされたものです。

申請者が農地法についての知識がなかったとはいえ、長年に渡って、放置されていたことを十分に反省するとともに、このような違法状態を是正するため、今回始末書を添えて申請をされました。

今回の転用による、周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会や生産組合等の同意も得られております。

以上です。

議長（舟木会長）

以上、地元委員の意見を述べさせていただきました。

それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第54号の1番について説明をさせていただきます。

今回の申請地は周囲を住宅地に囲まれ、農地も連担していないことからこれを第2種農地と判断します。

転用の目的は農家住宅敷地となっており、今回の申請部分と既存部分を合わせた面積も983.25㎡で、農家住宅として定められた基準面積の範囲内であり、始末書も添えられていることから、やむを得ないと考えます。

ひきつづき2番について説明します。

申請地は周囲を宅地に囲まれ、周辺農地との連担もなく、過去に土地改良事業等も行われていないことから、これを低生産性農地と判断し第2種農地であると考えます。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第54号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第号については、許可相当と認め、富山県知事へ送付することとします。

それでは、事務局より水元委員に着席をいただくよう伝えてください。

（水元委員着席）

（議案第55号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書8ページの議案第55号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。

議案書に基づきご説明いたします。

【議案第55号を議案書をもとに朗読】

受付番号1番は建設土木資材及び庭石、庭木置場を目的とする転用。

2番は農道の拡張を目的とする申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより順に地域の委員の意見を求めます。

4番については、土合委員より説明をお願いします。

土合委員

それでは、私の方から説明させていただきます。

借受人は 地内に本社を置く建設業者です。

現在、この会社の所有するトラックや重機等の駐車場や資材置き場として使用している敷地は借地でありまして、最近に至っては、造園工事の受注割合が増加していることから、庭石や灯籠など常時100トン余りを保管する必要が生じており、現在の資材置き場では慢性的に手狭となっております。

さらに、重機の移動により発生する騒音について近隣住民への配慮から、間近に迫った借地の契約満了に合わせ、地権者に返還することにされました。

このため、周辺において代替地を探していたところ、現在の借地よりも山側に位置し、集落からも離れた高速道路脇の農地所有者より敷地を借り受けることで、ようやく話がまとまり申請の運びとなりました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会や生産組合などの同意も得られております。

議長（舟木会長）

2番について、前花委員よりお願いします。

前花委員

2番の件について説明します。

今回の申請は、現在建設が進められている北陸新幹線工事に伴って地内の農道が部分的に分断・形状変更されたことにより、これまで集落境の末端農道として、長年整備もされていなかった道路幅約2.3メートル、延長約30メートルの農道が隣接する地区とを繋ぐ主要農道となることから、農耕車両の通行に支障を来さないよう地元地縁法人が事業主体となり農道整備を行うことになったものです。計画では道路拡幅部分として隣接する農地の69㎡分を所有権移転により取得するものです。

今回の転用により周辺農地への影響はないと思われ、地元生産組合並びに土地改良区の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員の意見を事務局より説明していただきました。それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

それでは、議案第55号の1番について説明をさせていただきます。申請地は、周囲の農地とも連担しておらず、高速道路際の土地改良事業等が行われていない小規模な低生産性小集団農地であることから、これを第2種農地と判断します。利用計画や必要性についても別段問題はないと考えます。

次に2番の件についてですが、当該地は農振区域内にある農用地であり転用の目的が農道と公的な目的であること、さらに農道は周辺地域の農業振興に重要なものであることから、問題はないと判断します。以上です。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がりましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

山下委員

1番の件についてお願いします。

さんの件については、以前、ここを産業廃棄物の置場とする計画をされており、その時には付近の農業用水に影響を及ぼす恐れがあるということで、地元の同意が得られずに取り下げられた記憶があるのですが、今回の申請でその点は確認をされているのですか。

事務局（安元）

前回の申請取下げの経緯についても前任者からの聞き取りや当時の資料により確認をいたしました。

確かに、前回の申請では産業廃棄物の中間処理場として計画をされていたようですが、今回の申請では議案書にもありませんとおり、建設土木資材や庭石、庭木置場への転用でありまして、産業廃棄物置場としての転用でないことは確認しております。

また、当時は産業廃棄物の中間処理を事業の一部として機械なども保有しておられたようですが、現在ではされていないようで、機械も処分されたそうです。

さらに、申請にあたり地元自治会や生産組合、土地改良区、隣接耕作者の同意は得られておりますし、公害を発生させない旨の同意を申請者の建設と地元の自治会と生産組合で交わしておられることについても確認しております。

以上です。

山下委員

わかりました。

議長（舟木会長）

そのほかに質問はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第55号については、許可相当と認め、富山県知事あて送付することに可決されました。

(議案第 5 6 号説明・表決)

議長 (舟木会長)

次に、議案第 5 6 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局 (青木)

今月の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による案件は 1 議案 1 2 件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画 (案) の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 (舟木会長)

事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長 (舟木会長)

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第 5 6 号 射水市農用地利用集積計画の決定について原案のとおり認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 (舟木会長)

挙手全員であります。

よって、議案第 5 6 号の射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定されました。

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了いたしました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝申し上げます。

以上をもって本日の第 1 3 回総会を閉会します。

(終了 午前 1 1 時 4 8 分)

その他報告事項

次回開催場所と時刻について

総会開催日 平成25年2月6日(水)午後2時から
射水市役所 布目庁舎301号室

議 長

署名委員

署名委員

第十三回農業委員会総会議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 平成二十五年一月十六日
至 平成二十五年一月三十一日